

# 青森県報

第五百五十七号

令和五年  
一月六日  
(金曜日)

## 目次

### 規 則

○青森県財務規則の一部を改正する規則……………(財務指導課) ……一

### 告 示

○食品衛生法による登録養成施設の名称の変更の届出……………(保健衛生課) ……一

○介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス

事業の廃止の届出……………(高齢福祉課) ……二

○障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……二

### 公 告

○大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(商工政策課) ……二

### 正 誤

○令和四年十二月十六日号外第九十六号条例中……………(総務学事課) ……三

## 規 則

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第六十号

#### 青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第三項中第十九号を第二十号とし、第四号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 建設業許可申請手数料、建設業許可更新申請手数料、経営規模等評価手数料及び総合評定値通知手数料

#### 附 則

この規則は、令和五年一月十日から施行する。

## 告 示

### 青森県告示第四号

食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第十六条(同令第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり登録養成施設の設置者から登録養成施設の名称を変更した旨の届出があったので、同令第二十条第二号(同令第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により公示する。

令和五年一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
科 柴田学園大学生活創生学部健康栄養学	東北女子大学家政学部健康栄養学科			弘前市大字清原一丁目一の一六	令和 三・四・一

青森県告示第五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和五年一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	届出の年月日	廃止の年月日
株式会社CBC	五所川原市大字二広田字榊森六の六	訪問介護	五所川原市中二丁目二四	令和四・三・二九	令和四・三・三三

青森県告示第六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和五年一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	所在地	指定年月日
株式会社いぶきの里	株式会社いぶきの里	上北郡七戸町字大平九一の六	居宅介護	ヘルパーステーション	上北郡七戸町字道ノ上一二二の一	令和五・一・一
株式会社いぶきの里	株式会社いぶきの里	上北郡七戸町字大平九一の六	重度訪問介護	ヘルパーステーション	上北郡七戸町字道ノ上一二二の一	〃

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ケーズデンキ八戸白銀店  
八戸市白銀町字右新井田道一の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社  
東京都千代田区飯田橋二丁目一八の二  
代表取締役 伊藤光博
- 三 八戸市の意見の概要
- 一 八戸市景観計画区域（市内全域）内において、市景観条例で定める大規模な建築行為等（建築物を新設する行為で建築面積が千平方メートルを超える又は高さ十メートルを超える場合）を行おうとするときは、景観計画の行為の制限への適合に配慮し、行為着手三十日前までに景観計画区域内行為届出書を提出しなければならぬ。
- 二 屋外広告物を設置しようとする場合には、八戸市屋外広告物条例の規定の範囲内とし、条例で定めるところによる許可を受けること。
- 四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要  
意見書の提出なし
- 五 意見書の縦覧  
1 場所

2 青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁  
期間

令和五年一月六日から同年二月六日まで

3 午前八時三十分から午後五時十五分まで  
時間  
ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

正

誤

総務学事課

令和四・三・二六 号外第九六号	発行年月日 発行番号
条 例	区 分
第五十一号	番 号
八二	ペ ー ジ
一	行
第五十一条	誤
第五十一号	正

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円